

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年6月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の規定に基づき、関係税目の細目を定める。

2 主な改正の内容

ふるさと納税指定制度について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に係る指定に係る申出書等の提出期間を、令和2年8月11日から同月20日まで（※）に変更する。

※ 現行省令では7月1日から同月31日までとなっているもの。

3 施行期日

公布の日